

■医療費控除の明細書について

医療費控除を適用する際は「医療費控除の明細書【内訳書】」の添付が必須であり、領収書は添付せずにご自宅等で5年間保管していただくことになっております。「医療費控除の明細書【内訳書】」は、国税庁のホームページからダウンロード・印刷していただくか、本紙2ページをコピーまたは切り取ってご利用ください。

1. 医療費通知に記載された事項

医療費通知とは、医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
③療養を受けた年月 ④療養を受けた者
⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

右の記入例Aを参考に、(1)～(3)をご記入ください。
医療費通知は明細書に添付して提出してください。

2. 医療費（上記1以外）の明細

医療費通知に記載のない分（交通費や、ドラッグストアで購入した医薬品代、医療費通知の発行が間に合わない月の分等）については、この欄に書く必要があります。その際、右の記入例Bを参考に、(1)人ごと・(2)場所ごとに分け、同じ人が同じ病院等にかかったものは、1年分を1行にまとめて書きます。

(3)で区分を選び、(4)に支払った医療費の額を記入します。(4)に対して、生命保険や高額療養費制度等で補てんされたものがある場合は、(5)に記入します。すべての列を書き終えたら、(4)と(5)の行の合計額を計算し、「2の合計」欄に記入してください。

3. 控除額の計算

上記までに算出された合計額と、申告書⑩の金額を用いて、医療費控除の金額を算出します。

※「セルフメディケーション税制による医療費控除の特例」を選択する場合には、通常の医療費控除の適用を受けることはできません。
「セルフメディケーション税制による医療費控除の特例」についての詳しい内容については、国税庁ホームページ等をご確認ください。
※医療費控除の対象となる医療費の個別の事例につきましては、国税庁のホームページ等をご確認ください。

記入例A

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
173,329 円	158,800 円	円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、すべて合計し記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

(2)について、保険会社からの保険金や、自治体から高額療養費の支給などを受け取った場合は、その金額を記入します。

記入例B

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
取手 太郎	〇〇医院	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医療品購入 ☐ その他の医療費	15,000 円	円
"	J R, ××バス	☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医療品購入 ☒ その他の医療費	1,560	
"	△△病院	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医療品購入 ☐ その他の医療費	420,000	300,000
取手 花子	〇〇医院	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医療品購入 ☐ その他の医療費	21,720	

■特定親族特別控除について（令和8年度から新設）

納税義務者に、特定親族（※）があるときは、その者の合計所得金額に応じて、右表のとおり所得控除が受けられます。「控除額」を記入のうえ、申告書②③～②④の「特親」欄に○を記入してください。

※特定親族とは、生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等（平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ）のうち、前年の合計所得金額が123万円以下で控除対象扶養親族に該当しないものをいいます。

特定親族の合計所得金額	左記に対応する給与収入金額	控除額	
580,000円以下	1,230,000円以下	45万円	特定親族特別控除
580,001円～950,000円	1,230,001円～1,600,000円	45万円	
950,001円～1,000,000円	1,600,001円～1,650,000円	41万円	
1,000,001円～1,050,000円	1,650,001円～1,700,000円	31万円	
1,050,001円～1,100,000円	1,700,001円～1,750,000円	21万円	
1,100,001円～1,150,000円	1,750,001円～1,800,000円	11万円	
1,150,001円～1,200,000円	1,800,001円～1,850,000円	6万円	
1,200,001円～1,230,000円	1,850,001円～1,880,000円	3万円	
1,230,001円以上	1,880,001円以上	0円	

■配偶者（特別）控除・同一生計配偶者について

<配偶者控除>

自己の妻または夫で、令和7年12月31日（年の途中で死亡した人は、その死亡の日）現在、生計を一にし、かつその者の合計所得が58万円以下の場合適用できます。70歳以上の配偶者（昭和31年1月1日以前生まれ）については、老人配偶者控除が適用されます。

<配偶者特別控除>

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者を有し、配偶者控除の適用がない場合に、配偶者の合計所得金額に応じて一定の金額の所得控除が受けられます。

<同一生計配偶者>

あなたと生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が58万円以下（給与収入の場合123万円）の配偶者を指します。このうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下である場合には、その配偶者を控除対象配偶者といいます。あなたの配偶者が控除対象配偶者を除いた同一生計配偶者である場合に、申告書②③～②④の「□同一生計配偶者」にチェックを付けてください。

配偶者の合計所得金額	左記に対応する給与収入金額 (給与収入のみの場合)	納税者の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	
580,000円以下	1,230,000円以下	配偶者 33万円 老人配偶者 38万円	22万円 26万円	11万円 13万円	配偶者控除
580,001円～1,000,000円	1,230,001円～1,650,000円	33万円	22万円	11万円	
1,000,001円～1,050,000円	1,650,001円～1,700,000円	31万円	21万円	11万円	配偶者特別控除
1,050,001円～1,100,000円	1,700,001円～1,750,000円	26万円	18万円	9万円	
1,100,001円～1,150,000円	1,750,001円～1,800,000円	21万円	14万円	7万円	
1,150,001円～1,200,000円	1,800,001円～1,850,000円	16万円	11万円	6万円	
1,200,001円～1,250,000円	1,850,001円～1,903,999円	11万円	8万円	4万円	
1,250,001円～1,300,000円	1,904,000円～1,971,999円	6万円	4万円	2万円	
1,300,001円～1,330,000円	1,972,000円～2,015,999円	3万円	2万円	1万円	
1,330,000円以上	2,016,000円以上		0円		